



平成25年度国分寺市一般会計決算は5年連続で不認定

平成26年第3回定例会は、9月1日から30日までの30日間の会期で開催し、市長提出議案28件と議員提出議案（意見書）2件を議決しました。（8頁に掲載）

一般質問では、22名の議員が5日間にわたり、市政運営に関して市長等と議論を交わしました。（2～6頁に掲載）

また、9月30日の本会議では各会派から一般会計決算議案に対する賛成・反対の討論が行われました。（6～7頁に掲載）

市制施行当時の国分寺駅北口付近の風景（写真提供：田中文夫様）
駅前通りから国分寺駅北口を臨む：向かって右側は現在再開発工事中

平成25年度一般会計決算は不認定に

決算議案の審査は、前年度の予算執行状況やその効果の評価を行い、翌年度の予算編成に反映させるなど、議会の監視機能を果たす重要な役割の一つです。

第3回定例会では、決算議案とともに地方自治法において提出が義務付けられている監査委員の意見書が提出されました。

決算議案は、決算特別委員会（釜我健二委員長、おざわ脩副委員長。議長と議会選出監査委員を除く22名で構成）を設置し、9月22日と24日、25日の3日審査を行いました。

平成25年度決算は、一般会計では実質収支額12億7,235万円の黒字であり前年度の実質収支額を差引いた単年度収支額は、5億7,185万9千円となりました。また全会計総計の実質収支額は9億650万7千円の黒字となり、単年度収支も6億8,822万5千円となりました。

委員会では、25年度決算審査において監査委員の意見書により個別に指摘された市民スポーツセンターの設備修繕の不正な契約手続き及びその支出方法に多くの質疑がありました。主な内容は、契約金額が主管課長の権限を超えるにも関わらず分割して発注を行っていたこと、修繕が平成26年4月であったにも関わらず平成25年度で支出していたことなどが明らかになりました。これらは、地方公務員法や契約事務規則等に抵触する行為であるとの指摘がされました。

その他意見書に関連する質疑は、報酬に係る予算流用が予算の議決事項である項の間で行われたことが、地方自治法第220条2項の規定に抵触することや内部のチェックのあり方について等がありました。

歳入の主な質疑は、市税徴収率に関連して、その取組方法、生活困窮者に対する福祉との連携について、行政財産使用料では自動販売機設置の考え方について、郵便物廃棄に係る郵送料返還金について、契約違約金に関連して支払いが滞っている理由について等がありました。

歳出の主な質疑は、育児休業取得者がいなかったことに関連して、その周知方法等について、再任用制度のあり方について、不適切な小学校給食用消耗品の契約手続きに関連して教育委員会の事務のあり方について、放課後子どもプランの進め方について、公民館運営審議会の開催回数について、図書館のアウトソーシングの実施方針の意思形成過程及び人員配置の内容につ

いて、国分寺まつりに関連して参加団体の出店について、公会堂維持管理における消耗品の分割発注について、本町・南町地域センターの電気給湯器保守点検委託に関連してその契約のあり方について、電子計算事務等に関わる経費における見積りの妥当性の検証について、地域福祉計画策定に要する経費と地域福祉の推進事業に要する経費に関連して地域のひろばの平成25年度の状況について、障害者就労支援事業に関連してその意思形成過程について、生きがいセンター運営に要する経費に関連して事業のあり方について、子ども家庭支援センターの相談受付について、日吉保育園の民営化に関連して認定こども園との関連について、地域バスに関連して車両損傷の報告について、財産に関する調書の中で行政財産に関連して目的外使用について等がありました。

委員会では、以上の質疑を経て採決を行った結果、一般会計決算は賛成少数で不認定に、国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業特別会計決算及び国民健康保険特別会計決算は賛成多数で認定に、その他5特別会計決算は全員賛成で認定しました。本会議では、一般会計決算に際して反対・賛成の討論が行われ、介護保険特別会計決算は賛成多数により認定、その他は委員会と同様の結果となりました。

子ども・子育て支援新制度 関連条例を可決

国は幼児期の学校教育と保育、地域の子育て支援の量の拡充と質の向上を目指し、平成24年に児童福祉法を改正し、子ども・子育て支援法等を制定しました。これにより平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まります。

この制度に移行するためには自治体も条例の整備が義務付けられていることから、今回様々な条例が提案されました。その概要と文教子ども委員会での質疑等の内容は以下のとおりです。

国分寺市家庭的保育事業等の設備及び 運営の基準に関する条例

この条例は、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準を定めるもので、これらを利用する乳児・幼児が、明るくて衛生的な環境で、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員から保育を受けることにより心身ともに健やかに育成されるようにするものです。

委員会では「新たな制度を条例に規定し、基準を設けることで、安心して預けられる施設が

できることを評価する。」「市内の事業所が事業所内保育事業を行うようにもっと働きかけられないか。」「保護者は認可保育所を求めている。単に今までの認可外施設を認可するだけでなく、重要な要件はどの施設も同一になるよう国の基準に上乘せして設定できないか。」「家庭的保育事業では、面積基準の変更など現状の基準よりも後退している。現状維持とすべきだ。」「利用者の差別的扱いをしてはいけないといった条項に、性別・障害の有無による差別も入れられないか。」「今後、規則等を別に定めるにあたり、保育の質が確保できるような認可の手続きを明確化すべきだ。」などの質疑・意見がありました。

国分寺市特定教育・保育施設及び 特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例

この条例は、認定こども園、幼稚園、保育所、家庭的保育事業等の定員、運営に関する基準等を定めるものです。

委員会では「保育施設が定める重要事項を、保育の質を求める保護者の要求に応えられる内容とすること、それを公開することを義務付けられないか。」「この制度に対する国の作業が遅れているのに、市が条例等の整備を進めている。入所申し込みをした後に様々なことが決まるのでは保護者の負担増となるのではないか。」「保育所への入所希望を拒んではいけないとしながら、特別な支援が必要な児童の受け入れを、施設の能力・体制などを理由に拒めるとしている。これに関して市で指針や運用基準を定めることはできないか。」「直接契約の施設への補助金にも使途制限を設けるべきとの意見を国に表明してほしい。」などの質疑・意見がありました。

国分寺市保育の必要性の 認定基準に関する条例

この条例は、保育に欠ける児童が保育所への入所を希望する際、保護者の就労や疾病その他の保育所入所要件に該当することを認定するために、その客観的基準を定めるというものです。今までも保育所への入所希望を提出する際に、条例や事務処理要領等に基づき、保育に欠けていることを同時に認定していましたが、新制度施行後は入所選考の前にこの認定作業を行うこととなります。

委員会では「今までは条例だけでなく要領や国からの通知に基づいて認定していたことが、すべて条例に規定されたことで市民に分かりやすくなった。」「待機児童がいなくなっても市の業務として利用調整、あっせんは残すべきだ。」といった意見がありました。